



# 埼玉県報

第 2797 号  
平成 28 年(2016 年)  
5 月 13 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 住民基本台帳ネットワークシステムにおける埼玉県に係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム課）
- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（川越比企地域振興センター東松山事務所）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 保育士登録業務に係る手数料徴収事務委託（少子政策課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 羽生領島中領用排水路土地改良区の役員就任届（加須農林振興センター）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 田甲土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 川越都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 鴻巣都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 久喜都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 本庄都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 児玉都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 県道川越入間線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定の取消し（熊谷建築安全センター）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

## 正誤

- 埼玉県告示第 616 号中訂正（春日部農林振興センター）
- 埼玉県病院事業管理規程第 1 号中訂正（経営管理課）
- 埼玉県労働委員会告示第 2 号中訂正（審査調整課）

## 告 示

### 埼玉県告示第六百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステムにおける埼玉県に係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課住基ネット・マイナンバー担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地

5 契約金額

76,030,980円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第六百六十三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 募集種目

自衛官候補生（男子）

#### 二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

#### 三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

#### 四 募集期間

平成二十八年五月十三日（金）から七月二十二日（金）まで

#### 五 入隊時期（採用予定月）

平成二十八年八月から九月（入隊先による）

#### 六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

(1) 平成二十八年五月二十八日（土）

平成二十八年五月二十九日（日）

(2) 平成二十八年六月十九日（日）

平成二十八年六月二十日（月）

(3) 平成二十八年七月二十九日（金）

平成二十八年七月三十日（土）

ロ 試験場の位置及び名称

(1) 東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

(2) 埼玉県狭山市稻荷山二丁目三番地

航空自衛隊入間基地

(3) 埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二―六一五七）

## 告 示

### 埼玉県告示第六百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人 F. I. S.  
（変更後） 特定非営利活動法人 ライズケア

三 代表者の氏名

河田 哲郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県戸田市中町一丁目三番地の七

五 定款に記載された目的

この法人は、一人で住宅を借りることが困難な生活困窮者・高齢疾病者・障害者等に対し、入所施設の開設・運営及びこれらの人々に対する各種支援、地域社会貢献活動を行い、健全な社会生活のための環境を整備し、社会復帰の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第六百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人勇気づけ学園

三 代表者の氏名

原田 武敬

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市ふじみ野西一丁目四番一号 アーバンノースーF

五 定款に記載された目的

この法人は、アドラー心理学の理論と実践を子どもたちのかかわりに生かし、子どもたちの「生きる力」を育て、また、子どもへのかかわり方を学びたい保護者、教育関係者等に対し、セミナー、コンサルティングなどを行うことにより、子どもの健全育成等に寄与することを目的とする。



## 告 示

### 埼玉県告示第六百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年四月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人皆実
- 三 代表者の氏名  
磯谷 隆史
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県東松山市大字松山千九百四十三番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行い、障害者の安定した生活に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第六百六十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字伊草字上根五百六十二番四の一部、五百六十四番一の一部、五百六十五番一の一部、大字新町百九十六番の一部、大字小作田字北開耕地九百七十一の一部、九百八十八番の一部）

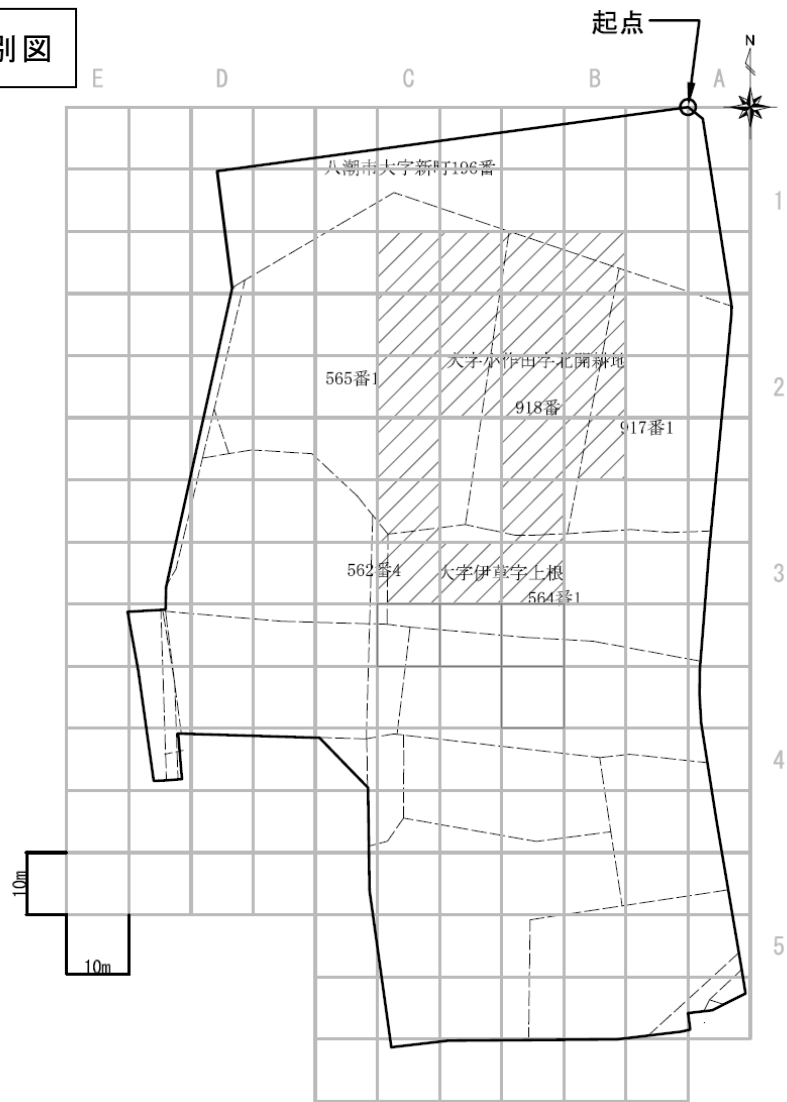
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シス―一・ニ―ジクロロエチレン、トリクロロエチレン

#### 三 講ずべき指示措置


地下水の水質の測定


別図




起点  
起点は、埼玉県八潮市大字新町196番の最北端とする。

格子の回転角度 0.0°

 要措置区域に指定する区画

 敷地境界

 地番境界

## 告 示

### 埼玉県告示第六百六十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十五年埼玉県告示第六百二十三号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

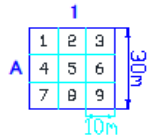
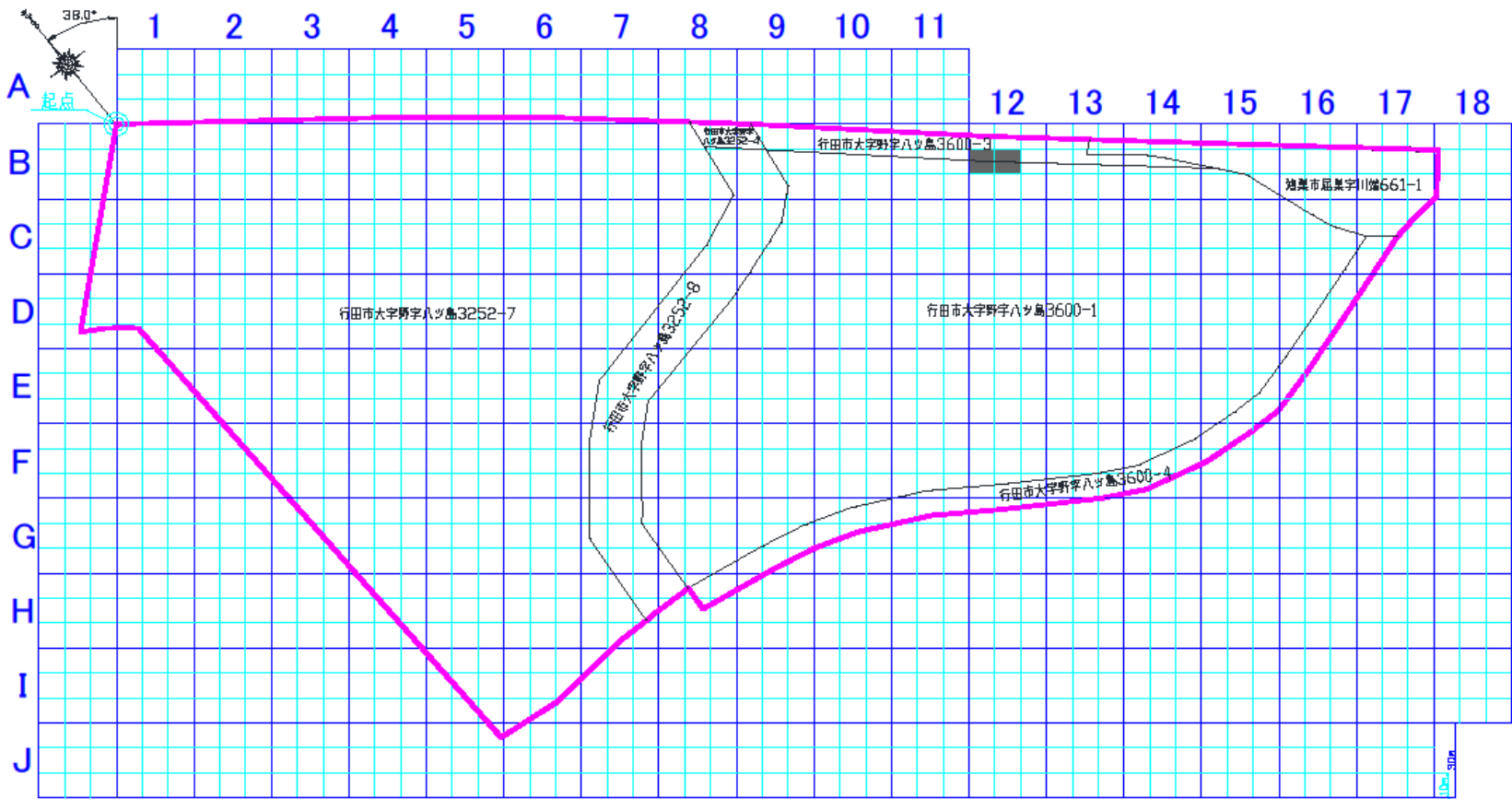
平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県行田市大字野字八ツ島三千六百番一の一部、三千六百番三の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
シスー一・二―ジクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
原位置での生物浄化による除去

〈凡例〉

- 敷地境界
- 起点  
※起点は行田市大字野字  
八ツ島3252-7の敷地境界  
の最北端とする
- 単位区画(10m×10m)  
※格子の回転角度:38.0°  
起点を支点として右回りに  
回転させた格子角度
- 30m格子(30m×30m)
- 要措置区域の指定を解除する区画

# 告示

## 埼玉県告示第六百六十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上田清司

手数料	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表福祉部の項第三号、第四号及び第五号に規定する手数料	東京都千代田区麹町一丁目六番地二号 社会福祉法人日本保育協会 理事長 大谷 泰夫	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム深谷店

埼玉県深谷市上柴町東二丁目二十九番八外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 工事施工中に発生する騒音、振動、悪臭、埃、廃棄物の飛散による苦情が発生しないように、近隣関係者に事前説明を行うなど十分な対応をお願いします。

(2) 駐車場及び駐輪場については、必要台数を敷地内に確保することとし、駐車場の不足による入店する際の道路の渋滞及び周辺道路に不法駐車が生じないようにお願いします。

#### 二 縦覧期間

平成二十八年五月十三日から平成二十八年六月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、羽生領島中領用排水路土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届け出があった。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名 氏 名 住 所

理 事 飯 塚 精 一 埼玉県羽生市北二丁目二番四号



# 告 示

## 埼玉県告示第六百七十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台一〇〇
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字門林二一九四の一〇

#### 二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### 三 指定施業要件

##### イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十四号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県比企郡ときがわ町大字大野字桐木一八一〇、一八一

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桐木一八一〇、一八一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他に森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

# 告 示

## 埼玉県告示第六百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十八年五月九日認可した。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

田甲土地改良区

### 二 事務所所在地

吉見町

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十六号

平成二十七年埼玉県告示第八百八十四号で公示した公共測量は、平成二十八年一月二十九日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十七号

平成二十七年埼玉県告示第六百二十七号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十五日終了した旨測量計画機関である桶川市坂田西特定土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十八号

平成二十七年埼玉県告示第九百五十四号で公示した公共測量は、平成二十八年二月二十六日終了した旨測量計画機関である富士見市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課



番号	一	
都市計画 区域名	川越	
市町村名	川越市 日高市 川島町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会 期日及び時間	平成二十八年 六月八日午前 十時三十分か ら	
場 所	川越市役所 七階A会議室	
公述申出書 提出期間	平成二十八年 五月十三日か ら平成二十八 年五月二十七 日まで	
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、川越市都 市計画課、日 高市都市計画 課、川島町ま ち整備課	
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十八年 五月十三日か ら平成二十八 年五月二十七 日まで	
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県川 越県土整備事 務所、埼玉県 飯能県土整備 事務所、埼玉 県東松山県土 整備事務所、 川越市都市計 画課、日高市 都市計画課、 川島町まち整 備課	

## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)  
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第六百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
鴻巣	都市計画 区域名							
鴻巣市	市町村名							
	都市計画の 種類及び名称							
	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」							
	公聴会	期日及び時間	平成二十八年 六月七日午前 十時三十分か ら	場 所	鴻巣市役所第 二庁舎 二階会議室			
	公述申出書	提出期間	平成二十八年 五月十三日か ら平成二十八 年五月二十七 日まで	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、鴻巣市都 市計画課			
	都市計画の構想	閲覧期間	平成二十八年 五月十三日か ら平成二十八 年五月二十七 日まで	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県北 本県土整備事 務所、鴻巣市 都市計画課			

## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)  
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第六百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	久喜
市町村名	久喜市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」 「道路」
公聴会 期日及び時間	平成二十八年 六月十日午後 二時三十分か ら
場 所	鷺宮総合支所 4階407. 408会議室
公述申出書 提出期間	平成二十八年 五月十三日か ら平成二十八 年五月二十七 日まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、久喜市都 市計画課
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十八年 五月十三日か ら平成二十八 年五月二十七 日まで
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県杉 戸県土整備事 務所、久喜市 都市計画課

## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)  
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。



## 告 示

### 埼玉県告示第六百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	本庄
市町村名	本庄市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会	<p>期日及び時間 平成二十八年 六月七日午後 二時三十分か ら</p> <p>場 所 本庄市役所 六階大会議室</p>
公述申出書	<p>提出期間 平成二十八年 五月十三日か ら平成二十八 年五月二十七 日まで</p> <p>提出先 埼玉県都市整 備部都市計画 課、本庄市都 市計画課</p>
都市計画の構想	<p>閲覧期間 平成二十八年 五月十三日か ら平成二十八 年五月二十七 日まで</p>
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県本 庄県土整備事 務所、本庄市 都市計画課

## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)  
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第六百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	児玉	
市町村名	美里町 本庄市 神川町 上里町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」	
公聴会 期日及び時間	平成二十八年 六月七日午前 十時三十分か ら	
場 所	アスピアこだ ま	
公述申出書 提出期間	平成二十八年 五月十三日か ら平成二十八 年五月二十七 日まで	
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、美里町建 設水道課、本 庄市都市計画 課、神川町建 設課、上里町 まち整備環境 課	
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十八年 五月十三日か ら平成二十八 年五月二十七 日まで	
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県本 庄県土整備事 務所、美里町 建設水道課、 本庄市都市計 画課、神川町 建設課、上里 町まち整備環 境課	

## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)  
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年五月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>川越入間線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>狭山市大字南入曾字堂ノ前原五四〇番一地先から同市大字南入曾字堂ノ前原五七八番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年五月十三日</p>
<p>備 考</p>	<p>交通安全対策事業による。 平成二十七年七月二十一日埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 十六号で告示した道路区域の一部 供用開始である。 延長一四三・三五メートル</p>



## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十七年十月十三日

指令川建セ第二七〇〇六〇〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十八年五月二日

川建セ第二八〇〇〇二号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山字玉ノ岡八百四番十五

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山六百四十一番地

初雁 玲子

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十七年八月二十四日

指令川建セ第二七〇〇三九〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十八年五月十日

川建セ第二八〇〇〇五号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字十三塚三千六百十九番七

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字野田千百七十番地十一

菅原 隆義

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十八年五月九日

指令川建セ第二七〇〇四二一号

#### 二 検査済証番号

平成二十八年五月十日

川建セ第二八〇〇〇一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字山田字城山千九百十二番三の一部、千九百十四番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字山田千九百十二番地一

服部 行宏

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十八年六月二十二日第十四号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十八年五月十三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

取消番号	第二号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の取消しの年 月 日	平成二十八年四 月二十八日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県大里郡寄居町大字寄居字菅原千四百六十五番四
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	二十七・四〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇

## 告 示

### 埼玉県選管告示第二十四号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十八年五月十六日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 第二十四回参议院議員通常選挙について

イ その他

正 誤

埼玉県告示第六百十六号(平成二十八年五月二日第二千七百九十四号) 中訂正

ページ 表中 行  
一 住所 前から十二

誤 同 同 尾ヶ崎千二百五番地

正 同 同 大字尾ヶ崎千二百五番地

ページ 表中 行  
一 住所 前から十三

誤 同 同 高曾根千五百三十番地

正 同 同 大字高曾根千五百三十番地

ページ 表中 行  
一 氏名及び住所 前から二十

誤 飯島 滂 同 さいたま市岩槻区飯塚八百十二番地

正 飯山 滂 同 さいたま市岩槻区大字飯塚八百十二番地

ページ 表中 行  
一 住所 前から二十八

同 誤  
同  
同  
高曾根千五百三十番地

同 正  
同  
同  
大字高曾根千五百三十番地

一 ページ 表中 行  
住所 前から二十九

同 誤  
同  
同  
釣上千九百六十三番地

同 正  
同  
同  
大字釣上千九百六十三番地

二 ページ 表中 行  
住所 前から三

同 誤  
さいたま市岩槻区飯塚八百十二番地

同 正  
さいたま市岩槻区大字飯塚八百十二番地



正 誤

埼玉県病院事業管理規程第一号(平成二十八年三月二十九日第二千七百八十五号)  
 中訂正

ページ 行

十六 前から一

誤

	十級
	九級 局長
付 参事局 長 契約局 設部長 病院建 局長	八級 局長
局付 副参事 局付 技術評 技術幹 員 事検査 主席工 課長	七級 課長
課付 副室長 幹 副技術 員 主任工 主任工 事検査 事検査 査員 副主席 副課長	六級 副課長
課付 員 主任工 主任工 事検査 事検査	五級
課付 査員 工事検	四級
課付 査員 工事検	三級
	二級
	一級

正  
 (二)  
 本局

	十級
	九級 局長
付 参事局 長 契約局	八級 局長
局付 副参事 局付 副参事 局付 副参事 局付 副参事	七級 課長
課付 副室長	六級 副課長
課付	五級
課付	四級
課付	三級
	二級
	一級

誤

技能職員（一） 種）		区分
主任	主任 主任	五級
主任	主任 主任 主任	四級
主事 専門員	主事 技師 専門員	三級
主事 専門員	主事 技師 専門員	二級
主事 専門員	主事 技師 専門員	一級

正

口 病院企業職給料表（二）級別職務区分表

技能職員（二） 種）		区分
主任	主任 主任	五級
主任	主任 主任 主任 主任	四級
主事 専門員	主事 技師 専門員	三級
主事 専門員	主事 技師 専門員	二級
主事 専門員	主事 技師 専門員	一級

## 正 誤

埼玉県労働委員会告示第二号（平成二十八年三月二十九日第二千七百八十五号）  
中訂正

ページ 行

一 前から十二

誤

「第五条」を「第四条」とし、「第六条」を「第五条」とする。

正

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。